

財 政 改 革 プ ロ グ ラ ム

平 成 1 6 年 1 0 月

和 歌 山 県

は じ め に

わが国経済の状況は景気回復基調が見込まれていますが、和歌山県の財政は県税収入が依然として予断を許さない状況であるとともに、過去数次にわたって行われた景気対策による公共事業の追加や臨時財政対策債の発行などにより県債残高が急増しており、平成16年度末において、一般会計の県債残高が6,900億円に達する見込みとなり、返済財源となる県税収入の約9倍となっています。

歳入面では、三位一体の改革の進展に伴う国庫補助負担金の廃止縮減や地方交付税の見直しは、依存財源に多くを頼っているわが県の現状から、一層厳しい状況となることが予測されます。歳出面では、団塊の世代の退職に伴う退職手当が今後大幅に増加するなど、本県財政は構造的にも極めて厳しい財政環境にあります。

このような状況のもとで、自己決定・自己責任という理念の下、地方分権を実現し、社会経済や価値観の変化に伴って高度化・多様化する住民ニーズや諸課題に適切に対処するとともに、時代潮流に即応した施策を積極的に展開するため、徹底した行財政改革に取り組み、県税収入の確保、受益者負担の適正化などの財源確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と効率化に徹することによって、財政体質の健全化に努める必要があります。

「財政改革プログラム」は、財政再建団体への転落を当面回避しつつ持続可能な財政構造への転換を図るため、平成16年度から平成20年度までを財政改革実施期間と位置づけ、歳入の確保と歳出の削減により身の丈にあった財政運営を目指して、今後とるべき財政健全化のための取り組みと歳出削減などの目標額を示したものです。しかしながら、三位一体の改革の動向が不透明なことなどから、このプログラムの前提が大きく変動する可能性があります。したがって、地方税財政制度の動向や財政健全化のための取り組みの成果などに応じて、財政改革実施期間中にプログラムの見直しを行うこととしています。

今後とも、県民及び議会をはじめ、市町村、関係団体等のご理解とご協力をいただきながら、県財政の健全化に向けて全庁を挙げて取り組んでまいります。

目 次

本県財政の現状及び中期財政収支見通し	1
1 本県財政の現状	1
2 中期財政収支見通し	1
収支差解消に向けた具体的な取り組みと目標額	2
1 歳出削減策	2
2 歳入確保策	4
3 その他	4
4 年度別目標額	7
地方分権の理念に沿った地方税財政制度改革の実現	8
(参考資料)	
「三位一体の改革」が及ぼす県財政への影響(試算)	9

本県財政の現状及び中期財政収支見通し

1 本県財政の現状

平成16年度予算は、三位一体改革の影響で、地方交付税等が平成15年度に比べ286億円減収するという厳しい現実に直面し、このため、人件費や公債費の大幅な縮減に加え、あらゆる事業を根元から見直すことにより効率化・合理化に努め、歳入確保についても知恵を絞り工夫を凝らしたが、最終的に97億円もの財源不足が生じた。

この財源不足額を基金からの繰入金で補てんした結果、財政調整基金・減債基金の平成16年度末残高は約300億円となり、昭和63年度以来の低い水準になると見込まれる。

一方、平成16年度末の一般会計の県債残高は6,900億円に達する見込みであるが、この他に、特別会計や外郭団体が抱える将来にわたる財政負担(*)があり、事業運営如何によっては、これらが県財政をさらに圧迫することが懸念される。

(*) 特別会計や外郭団体が抱える将来にわたる財政負担(主なもの)

名 称	金 額	説 明
県営港湾施設管理特別会計	61億円	16年度末企業債残高見込
流域下水道事業特別会計	86億円	同 上
土地造成事業会計	160億円	同 上
県土地開発公社	265億円	加太開発整備資金借入に係る債務保証
わかやま森林と緑の公社	140億円	長期債務残高
合 計	712億円	

2 中期財政収支見通し

平成16年度当初予算を基礎として、一定の前提条件のもとで今後の財政収支見通しを試算すると、歳出削減努力を行わなければ、財源の不均衡を調整する機能を果たすべき財政調整基金・減債基金が平成18年度に枯渇し、財政再建団体に転落する危険があり、本県財政は極めて厳しい状況にある。

したがって、今後の本県の財政運営については、あらゆる歳出の抜本的見直しや可能な限りの歳入確保に努めることはもとより、市町村や民間との役割分担、県民自治の視点に立った県民等との協働や民間活力の活用などによる県行政の責任領域の見直しなど、新たな視点から持続可能な財政構造への転換を図るための取り組みを推進していく必要がある。

収支差解消に向けた具体的な取り組みと目標額

1 歳出削減策 目標額 475億円程度

(1) 人件費総額の抑制 目標額 155億円程度

職員定数の削減

新たな「職員定数適正化計画」により、平成16年度から平成20年度までに知事部局（企業局含む）で約430名、教育委員会で約400名の職員定数の削減を行う。

知事部局においては、時代に即応した簡素で活力ある組織機構の確立や効率的・効果的な事務事業の推進により計画的に削減を行う。

教育委員会においては、児童・生徒数の減少による教職員の適正配置等を進めることにより行うこととする。

なお、警察本部においては、治安対策として警察官の増員を進めているが、一方で組織内での更なる合理化を進め、治安維持に影響を及ぼさないなかで一般職員の削減に努力する。

職員給与費の削減

知事等特別職や一般職の職員の給料について、平成12年度から減額措置を実施してきたところであるが、引き続き減額措置の実施を検討する。

また、その他の手当についても、制度の趣旨を踏まえ、必要性、支給要件、手当額及び支給方法等の見直しを検討する。

(2) 公共事業改革の推進 目標額 120億円程度

公共事業費の抑制

公共事業費については、平成13年度からシーリング制度等を導入し、国への概算要望段階から事業効果や緊急性等を検討・精査しているところであるが、本県にとって真に必要な分野へのより一層の効率化・重点化を図る。

あわせて、「公共工事コスト構造改革プログラム」に基づき、平成20年度までの5年間で15%のコスト縮減を図ることにより、事業量の縮減を緩和する。

投資単独事業費の抑制

投資単独事業についても、公共事業と同様に真に必要な分野へのより一層の効率化・重点化を図るなかで、事業費を抑制する。

大規模施設整備事業費の抑制

総事業費 5 億円以上の大規模施設整備事業については、緊急性や効果等を更に検証する。

また、着手済みの事業にあっても、実施の先送りや規模の見直しによる事業費の縮減を検討する。構想中の事業については、財政改革実施期間中の新規着工を凍結する。

公共施設長命化計画の策定

既存の公共施設について、公共施設長命化計画を策定し、安全面に留意しながら計画的・効率的な補修整備を実施する。

橋りょうについては、平成 18 年度までに長命化計画を策定する。

(3) 徹底した事務事業の見直しと新たな予算編成手法の導入

目標額 200 億円程度

徹底した事務事業の見直し

事務事業について、削減目標を設定するとともに、ゼロベースの視点から見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する。

その際、市町村や民間との役割分担、NPO との協働や民間活力の活用など県行政の責任領域の見直しとともに、直面する課題や新たな行政需要に対する徹底した「選択と集中」により施策の重点化を図る。

また、市場原理を適切に活用することにより、高コスト体質からの脱却を図る。

ア 県単独補助金

県単独補助金について、市町村や民間との役割分担等の見直しや負担の適正化等の観点から、積極的に県単独補助制度の見直しを行う。

イ 公共施設等の管理運営経費

公共施設等の管理運営について、指定管理者制度の積極的な導入や電力入札及び E S C O 事業(*)などの新たな手法の導入を検討するなど、管理運営経費の節減を図る。

(*) E S C O 事業

Energy Service Company の略称であり、民間の資金とノウハウを活用して、維持管理費の低減と省エネルギーを図る手法のこと。

新たな予算編成手法の導入

ア 包括予算制度の導入

部局長の責任と権限を拡大することにより、主体的な事務事業の見直しや新規事業の創出など、意識や価値観の変化に伴って多様化する住民ニーズによりの確に対応した予算を編成するため、新たに包括予算制度を導入する。

イ 予算執行調査の実施

予算執行の適正化及び効率化を図るため、予算の執行状況について新たに実地調査等を実施する。

ウ メリットシステムの導入

予算の効率的な執行を奨励するとともに年度間調整を可能とするため、節減した予算額について優遇措置を講じる等メリットシステムの導入を検討する。

2 歳入確保策 目標額 260億円程度

(1) 県税収入の確保 目標額 20億円程度

県税の負担の公平性を確保するため、課税客体を的確に捕捉するとともに、厳正な滞納処分等を実施し、平成20年度までに収入率を向上させ、全国20位以内(平成15年度の例では収入率を95.5%から96.7%に)を目指す。

(2) 財源対策のための県債発行 目標額 240億円程度

通常の県債の発行だけでは、財源不足を補てんできない見込みであることから、適切な範囲で財政健全化債など財源対策のための県債を活用する。

3 その他

(1) 公債費負担の軽減・平準化

県債発行額の抑制

公共事業や投資単独事業を効率化・重点化することにより、新たな県債の発行を抑制し、公債費の負担を軽減する。

なお、所要の県債発行額に係る円滑な資金調達のため、投資家向け

の広報活動（ I R =Investor Relations ）を行い、積極的な情報提供に努める。

繰上償還による金利負担の軽減

県債を繰上償還することにより、将来の金利負担を軽減する。

償還期間の延長による公債費の平準化

銀行等引受債は、20年償還を原則として発行しているが、施設の耐用年数等を考慮し、30年償還の県債を一部発行することにより、公債費の平準化を図る。

（ 2 ）福祉・医療等社会保障関係経費の抑制

福祉・医療等社会保障関係経費については、今後とも増加が見込まれるが、「社会保障アクションプラン（仮称）」の策定を通じ、受益と負担の適正化や「障害者の自立・社会参加」、「少子化対策」、「健康増進・介護予防」、「医療セーフティネット」などに重点化した施策を展開することにより、経費の増加を抑制し、将来にわたる制度の安定化を図る。

（ 3 ）特別会計繰出金の適正化

公営企業会計については、独立採算に一層努めるとともに、経営の健全化、効率化を推進し、自立を高める観点から、赤字補てんのための一般会計からの繰出金を削減する。

その他の特別会計についても、事業の効率化・見直しや歳入の努力を行うことにより、一般会計からの繰出金を抑制する。

特に、県立医科大学附属病院については、独立行政法人化（平成18年度予定）を契機になお一層の経営努力に取り組むものとする。

（ 4 ）受益者負担の適正化

使用料・手数料の見直し

受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料の見直しを行うとともに、新たな使用料の創設や減免規定の見直しを行う。

分担金・負担金の見直し

公共事業等の県負担について、地方分権や市町村合併の進展に伴い、国の基準以上に県が補助・負担している事業は、県の負担割合の見直しを行う。

また、県と市町村の役割分担や経費負担のあり方を総合的に検討するなかで、建設事業に対する市町村負担金について検討を行う。

(5) 未利用県有財産の処分

利用予定のない土地や建物等の県有財産について、売却や貸付など積極的な活用を図る。

その際、一般競争入札や民間企業との連携など新たな手法の導入により売却等を促進する。

(6) 外郭団体の見直し

これまでも、効率性、健全性の確保等の面から、経営改善に取り組むとともに、統廃合についても積極的に行ってきたところであるが、公の施設の管理業務が民間開放されるなど、外郭団体を取り巻く環境が変化するなか、新しい時代にふさわしい公共サービスの担い手としての役割を担うため、自主・自立的な経営の確立をめざし引き続き不断の見直しを行っていく。

4 年度別目標額

(単位：億円)

区 分	内 容	目 標 額				
		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	合 計
歳出の削減	人件費総額の抑制	3 0	3 5	4 0	5 0	1 5 5
	公共事業改革の推進	1 5	3 0	3 5	4 0	1 2 0
	事務事業の見直し	3 5	4 5	5 5	6 5	2 0 0
	小 計	8 0	1 1 0	1 3 0	1 5 5	4 7 5
歳入の確保	県税収入の確保	2	4	6	8	2 0
	財政健全化債の発行	6 0	6 0	6 0	6 0	2 4 0
	小 計	6 2	6 4	6 6	6 8	2 6 0
合 計		1 4 2	1 7 4	1 9 6	2 2 3	7 3 5

要 調 整 額	1 0 8	1 9 8	1 8 5	1 2 8
---------	-------	-------	-------	-------

財調・減債基金年度末残高見込	1 9 9	1	1 8 4	1 2 8
----------------	-------	---	-------	-------

特定目的基金等の臨時的活用			1 8 4	6
---------------	--	--	-------	---

要調整額は、「三位一体の改革が及ぼす県財政への影響」(「平成16年7月試算」を改定したもの)に基づき算出した。

このように、現時点で目標額を示すことができる歳出削減や歳入確保のための取り組みを講じ、なおかつ特定目的基金等を臨時的に活用したとしても、平成20年度までの財源不足の解消に至っていない。

これについては、今後、毎年度の予算編成や予算執行の段階で、歳入・歳出の各般にわたるより一層の努力により解消を図る。

地方分権の理念に沿った地方税財政制度改革の実現

平成16年6月4日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、三位一体の改革に関連し、概ね3兆円規模の税源移譲を行う前提として、地方公共団体が国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう、政府から要請された。

これを受けて、全国知事会など地方六団体は、8月24日、国と地方の協議機関の設置などの一定条件を前提に、平成17、18年度における3兆円規模の税源移譲に見合う国庫補助負担金廃止の具体案を取りまとめるとともに、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しなどの提案を行ったところである。

平成18年度までの三位一体の改革の全体像は年内に決定されることとされているが、地方分権の理念に基づく自己決定、自己責任の幅を拡大するとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムを構築するため、政府においては地方からの改革案を真摯に受け止め、真の地方自治の確立に向けた「地方分権改革」を推進するよう強く求めていく。

〔参考〕

「国庫補助負担金等に関する改革案」提示の具体的な前提条件

(地方六団体提示案から抜粋)

税源移譲との一体的実施

確実な税源移譲

地方交付税による確実な財政措置

施設整備事業に対する財政措置

負担転嫁の排除

新たな類似補助金の創設禁止

地方財政計画の作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

(参考資料)

「三位一体の改革」が及ぼす県財政への影響(試算)

平成16年 7月
平成16年10月改定

1 基本的な考え方

この試算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」をもとに、本県の財政収支の見通しについて、平成16年度当初予算を基礎に、三位一体の改革の内容を推測して一定の条件を設定のうえ、機械的に算出したものです。

試算の結果は、中期的視野で財政運営を行ううえでの検討材料となるものであり、したがって、実際の予算編成においては、その時々を経済情勢や財政事情及び三位一体の改革の進展に応じて変化します。

2 試算の前提条件

試算の期間

平成16年度から平成20年度までの5年間

試算の対象

一般会計

経済成長率

内閣府「構造改革と経済財政の中期展望 2003年度改定」における試算の前提となった名目経済成長率

平成17年度：1.4%、平成18年度：2.1%、平成19年度：2.5%、平成20年度：2.9%

人件費

給与は人勧0%として推計、退職手当は年齢別職員構成から所要額を推計した。

公債費

過去の借入分は償還計画により算定、今後の借入分は大規模事業分については個別に積み上げ、その他は平成16年度と同額として、発行見込額を出し推計した。

その他歳出

- ・普通建設事業費は平成17年度以降同額で据置
- ・大規模事業は個別積み上げ
- ・県税交付金は税収に連動
- ・他の経費は過去の実績等を勘案して推計
- ・重点施策のための経費は別途加算

県 税

- ・名目経済成長率により推計
- ・3兆円の税源移譲に伴う本県の税源移譲額は、全国知事会が示した試算の手順を採用。本県の住民税を平成17年度以降推計した所得譲与税及び税源移譲予定交付金の割合に応じて市町村分と按分して127億円と推計、これが平成18年度に移譲されるものとした。

地方交付税・臨時財政対策債

(算出方法)

- ・平成16年度地方財政計画から平成17年度、平成18年度の地方財政計画を推計し、その上で地方交付税・臨時財政対策債の合計額を推計(平成18年度以降は据置)。

(歳入)

- ・地方税は、平成18年度に3兆円の税源移譲が行われるものとした。
- ・国庫支出金は平成17年度で1兆5千億円、平成18年度で1兆5千億円、合計3兆円削減されるものとした。
- ・地方債については、臨時財政対策債分を除いて、平成15年度と平成16年度の投資的経費伸率に対する地方債の平均伸率(2.3%)を推計して、算出。

(歳出)

- ・給与関係経費は、定数削減を加味。
- ・一般行政経費は、補助単独ともに平成15年度及び平成16年度の平均伸率(補助5.9%、単独0.3%)で推計。
- ・投資的経費については、補助は平成15年度と平成16年度の平均伸率(5.8%)で推計。単独は平成18年度において、平成2~3年度の水準に着地するよう、それぞれ約4,000億円ずつ減額した。

(算出)

- ・以上の歳出計から歳入計を差し引きして、地方交付税及び臨時財政対策債を推計したところ、平成17年度及び平成18年度の平均伸率が6%となったため、本県の地方交付税・臨時財政対策債の伸率を6%とした。
- ・なお、今回の試算では、平成16年8月24日、地方六団体が政府に提出した「国庫補助負担金等に関する改革案」(以下、「改革案」という)の趣旨に沿って、税源移譲不足額は地方交付税等で財源措置されるものと仮定して、当該不足見込額を別途加算した。
平成17年度：+42億円、平成18年度以降の各年度：+123億円

国庫支出金

- ・各歳出項目ごとの財源充当の状況などを勘案して積算。
- ・平成17年度以降の三位一体の改革の影響の算定については、「改革案」に基づき算出。

県債

- ・大規模事業については、個別に積み上げ、その他については平成17年度以降同額で据置。

その他収入

- ・各歳出項目ごとの財源充当の状況などを勘案して積算。
- ・地方譲与税、減税補てん特例交付金については名目経済成長率で伸ばした。

3 中期財政収支見通し

(単位：億円、%)

	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予 算 額	平成18年度 予 算 額	平成19年度 予 算 額	平成20年度 予 算 額
歳 出 (A)	(2.9) 5,394	(1.8) 5,490	(0.3) 5,505	(0.7) 5,466	(0.0) 5,463
人件費	(2.5) 1,729	(0.2) 1,734	(3.1) 1,787	(4.3) 1,865	(0.3) 1,870
退職手当	(3.3) 163	(11.2) 145	(29.8) 188	(35.5) 254	(2.1) 249
公債費	(6.3) 719	(1.9) 705	(3.9) 678	(6.6) 633	(1.5) 624
その他	(2.3) 2,946	(3.6) 3,052	(0.4) 3,040	(2.4) 2,968	(0.0) 2,969
歳 入 (B)	(3.3) 5,297	(1.1) 5,240	(2.0) 5,133	(1.0) 5,084	(0.6) 5,112
県 税	(2.2) 799	(1.4) 810	(17.7) 954	(2.1) 974	(2.5) 997
地方交付税・臨時財政対策債	(12.9) 1,923	(3.8) 1,850	(1.4) 1,823	(0.0) 1,823	(0.0) 1,823
通常分	(12.9) 1,923	(6.0) 1,808	(6.0) 1,700	(0.0) 1,700	(0.0) 1,700
税源移譲不足に対する財源措置		(皆増) 42	(193.6) 123	(0.0) 123	(0.0) 123
国庫支出金	(1.6) 961	(13.5) 831	(16.2) 697	(2.0) 683	(0.2) 682
県 債 (臨時財政対策債を除く)	(9.9) 443	(11.0) 492	(3.2) 476	(8.4) 436	(0.4) 434
その他収入	(5.8) 1,171	(7.4) 1,257	(5.9) 1,183	(1.3) 1,168	(0.6) 1,176
要 調 整 額 (A) - (B)	97	250	372	381	351
財調・減債基金年度末残高見込	272	57	315	696	1,047
前年度決算剰余金	35				

(注1) ()書きは、対前年度伸率。なお、平成16年度は、平成15年度の特種要因(高野龍神スカイラインの無料開放に伴う経費)を除いた予算額との比較。

(注2) 公債費は利率を仮置き(政府資金1.8%、銀行等資金1.6%)。利率が1%上昇すれば、平成20年度までの公債費は約70億円増加。

(注3) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、合計とは一致しない場合がある。